

【第3回】「相続人と欠格事項 及び相続人の廃除」

水谷 秀志 陸自75

1 相続人と欠格事項

相続人となる一般的資格を認められている者であっても、相続制度の基盤を破壊する行為をした相続人に對して民法は、家族關係においてあるべき適正な秩序を維持する公益的理由から、当事者(被相続人)の意思、意向を問うことなく法律は相続権を剥奪し、相続権を失わせます。

民法第891条は次の5つの欠格事由を定めています。欠格事由に該当すれば、当然に相続資格喪失という効果が生じします。

その1

相続人または相続についての先順位・同順位にある者、例えば兄などを故意に殺害しましたは殺害しようとしたために刑に処せられた者

その2

相続人が殺害をされたことを知りながら告発をしなかつた者

その3

被相続人が「相続に関する遺言」をしたり、撤回したり、変更しよう

としているときに、詐欺・脅迫によりこれらの行為を妨害した者させたり、変更させたりした者

詐欺・脅迫により被相続人に「相続に関する遺言」をさせたり、撤回させたり、変更させたりした者

2 相続人の廃除

相続人の廃除とは、被相続人の意願で家庭裁判所に申請をすることにより推定相続人の相続資格を奪う制度です。これは被相続人にに対する虐待、重大な侮辱、その他の著しい非行があつた場合に被相続人の意思を尊重して、相続資格を失わせるものです。

最近テレビや新聞などでよく報道されますのが、相続人である子供が、被相続人の親を虐待したり、重大な侮辱をしたり、勝手に財産を処分したり、博打を繰り返したり、異性問題を繰り返し婚姻が継続し難い事由がある場合には被相続人の申請により相続人から廃除することができる制度です。現実は家庭裁判所として制度です。現実は家庭裁判所として

い相手との結婚や職業の選択、また家業を継がなかつたりした場合などです。

廃除対象者は遺留分を有する推定相続人としての配偶者、子、直系尊属についてのみ認められます。が、遺

留分を有しない兄弟姉妹には認められません。その理由は遺留分を有する相続人に遺言で「財産を渡さない」と書いても遺留分を民法が認めていませんからです。また遺留分を有しない

相続人に「財産を渡さない」と遺言書に書けば一切の財産を相続することができません。

遺留分の考え方として、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人には相続開始とともに相続財産の一定割合を取得しうるという権利(遺留分権)が認められ、子の代襲相続人にも遺留分権は認められます。また、遺留分権を有するこれらの者を遺留分権者といいます。

相続人廃除の方法は、生前廃除として被相続人が家庭裁判所へ廃除対象者を示して請求する方法と遺言による廃除があります。

なお、次のような事由では相続人は、被相続人が死亡に伴い遺言執行者等が家庭裁判所へ廃除の申し立てが必要です。

法又は刑事訴訟法で用いられる刑罰のひとつで、「コロナまん延防止等の措置法」(以下「コロナ法」といいます)によると、被相続人が「相続に関する遺言」とがりよう)と過料かりよう(俗称・あやまちりよう)ですが、科料は刑罰から廃除できないとされています。例えば、被相続人の意思に沿わなければ、被相続人が死亡に伴い遺言執行